

京都市告示第458号

町の設置及び町の区域の変更について、地方自治法第260条第2項の規定により、告示します。

なお、その効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生じます。

平成25年2月22日

京都市長 門川 大作

1 町の設置

京都市中京区の区域のうち、次の土地及びその土地に隣接する道路をもつて西ノ京東梅尾町にしのきょうひがしのおちようを設置する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	4の3	— 部
同上	4の4	— 部
同上	4の20	— 部
西ノ京梅尾町	1	
同上	1の1	
同上	1の2	
同上	1の3	
同上	1の4	— 部
同上	1の7	
同上	1の10	— 部
同上	1の11	
同上	1の12	
同上	1の13	
同上	1の14	
同上	2	

同	上	2の1	
同	上	2の2	
同	上	2の3	
同	上	2の4	
同	上	2の5	
同	上	2の7	
同	上	2の8	
同	上	2の10	
同	上	2の11	
同	上	2の12	
同	上	2の13	
同	上	2の14	
同	上	2の15	
同	上	3	
同	上	3の1	
同	上	3の2	
同	上	3の3	
同	上	3の4	
同	上	3の5	
同	上	3の6	
同	上	3の8	— 部
同	上	3の14	
同	上	3の15	
同	上	3の16	
同	上	4の1	— 部
同	上	4の2	— 部

同	上	4の3	—	部
同	上	46	—	部

2 町の区域の変更

- (1) 京都市中京区の区域のうち，次の土地，その土地に隣接する道路及び水路並びに西ノ京永本町14番地の1に隣接する水路を西ノ京星池町にしのかよほしがいけちやうに編入する。

町名	地番	備考
西ノ京小堀町	5の1	— 部
同上	5の2	— 部
西ノ京梅尾町	3の8	— 部
同上	3の9	— 部
同上	3の10	
同上	3の11	— 部
同上	3の12	— 部
同上	3の13	
同上	45	

- (2) 京都市中京区の区域のうち，次の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を西ノ京小堀町にしのかよこほりちやうに編入する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	4の1	— 部
同上	4の19	— 部
同上	4の20	— 部
西ノ京梅尾町	3の9	— 部

- (3) 京都市中京区の区域のうち，次の土地，その土地に隣接し，又は介在する道路及びその土地に隣接する水路を西ノ京梅尾町にしのかよとがのおちやうに編入する。

町名	地番	備考

西ノ京星池町	4の7	—	部
同 上	4の8	—	部
同 上	38の1	—	部
同 上	38の2	—	部
同 上	38の3	—	部
同 上	38の18	—	部
同 上	38の31		
同 上	38の33	—	部
同 上	39の1	—	部
同 上	39の2		
同 上	39の3		
同 上	39の5		
同 上	39の6		
同 上	39の7		
同 上	39の8		
同 上	39の9		
同 上	39の10		
同 上	40	—	部
同 上	41の1		
同 上	41の2		
同 上	41の3		
同 上	41の4	—	部
同 上	41の5	—	部
西ノ京小倉町	10の1	—	部
同 上	11の1	—	部

- (4) 京都市中京区の区域のうち，次の土地並びにその土地に隣接し，又は介在する道路及び水路を西ノ京小倉町^{にしのみやうおくらちやう}に編入する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	39の1	— 部
同上	40	— 部
同上	41	
同上	41の4	— 部
同上	41の5	— 部
同上	46の1	— 部
同上	47の1	— 部
同上	47の2	— 部
同上	47の3	
同上	48	
西ノ京梅尾町	1の5	— 部
同上	1の6	— 部
同上	1の8	— 部
同上	2の6	— 部
同上	2の9	— 部
同上	44	— 部
同上	44の1	— 部
同上	44の2	— 部
同上	44の3	
同上	44の4	
同上	44の5	
同上	44の6	
同上	44の7	
同上	44の8	— 部

備考 地番は，平成 23 年 9 月 21 日現在のものである。

（建設局都市整備部市街地整備課）